

【イタリア】公民教育に関する見直し

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年8月、従来のいわゆる公民教育の内容を見直し、小学校から高等学校にかけて一貫性があり、かつ、幅広い項目を含む公民教育を導入する法律が制定された。

1 従来の規定

イタリアにおいて、いわゆる公民教育（educazione civica）¹は、1950年代後半以降、小学校から高等学校にかけて²実施されている。近年では、2008年9月1日緊急法律命令第137号「教育及び大学に関する緊急規定」（以下「2008年命令」）³に基づき、2008/2009年度⁴以降、小学校から高等学校までを対象に、市民意識及び憲法に関する知識及び能力を得るための教育が実施されてきた。また、2008年命令は、幼稚園においても同様の教育が求められると定めていた。

2 制定の経緯等

2019年8月20日法律第92号「学校における公民教育教授の導入」（以下「2019年法」）⁵は、全13か条から成り、同年9月5日に施行された。ただし、2019年法に基づく公民教育の授業が実際に行われるのは、2020/2021年度からである⁶。2019年法は、5つ星運動やフォルツァ・イタリア等、与野党の議員から下院に提出された法律案17件が基になっている。これらの法律案は、従来の公民教育の見直しを行う点ではほぼ一致していたが、デジタル市民教育⁷の導入、EU市民教育の強化、又は反マフィア教育の導入など、その目的及び内容は多岐にわたっていた。下院の文化委員会は、これらの法律案を1件に統合し、その後は統合された法律案について審議が行われた。こうした経緯を反映して、上下各院の本会議では、欠席者及び棄権者が一部出たものの、反対の投票を行う者なく法律案は可決された。

3 2019年法の要点

(1) 原則（第1条）

公民教育は、能動的で責任ある市民の育成とともに、規律と人権を尊重しながら、共同体の公民的、文化的及び社会的な生活に十全かつ自覚的に参加することの促進に寄与するものである。また、公民教育は、適法性原則（法規範に従うこと）、能動的市民意識及びデジタル市民意識、環境の持続可能性、並びに人の健康及び幸福を追求するための権利の共有並びに促進を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月9日である。

¹ ただし、この言葉自体は、後述する緊急法律命令を始めとして従来の法令であまり使用されていない。

² イタリアにおける就学年数は、原則として、小学校5年間、中学校3年間、高等学校5年間となっている。

³ D.L. 1 settembre 2008, n. 137, Disposizioni urgenti in materia di istruzione e università. (convertito con modificazioni dalla L. 30 ottobre 2008, n. 169.) 以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>)、法律案に関してはイタリア下院ウェブサイト (Camera dei deputati website <<https://www.camera.it/leg18/141/>>) を参照した。なお、緊急法律命令とは、一定の条件を満たした場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。ただし、公布後60日以内に、議会の定める法律により承認されなければ失効する。2008年命令も、同年10月、2008年10月30日法律第169号により、修正を加えられた上で承認された。

⁴ イタリアの学年は、各暦年の9月に始まり、翌暦年の6月に終わる。

⁵ L. 20 agosto 2019, n. 92, Introduzione dell'insegnamento scolastico dell'educazione civica.

⁶ 2019年法が、その施行日より後の最初の9月1日から、新たな授業が実施されると規定していたためである。

⁷ ここでいうデジタル市民教育は、17件の法律案のうち、第18議会期下院提出法律案第734号及び第1425号を見れば、学校における携帯電話等の使用や、インターネット利用に関する教育を念頭に置くものであった。

実現するために、憲法及びEUの制度に関する知識を涵養するものでもある。

(2) 一貫性のある公民教育（第2条）

2008年命令により導入され、各段階の学校ごとに行われていた「市民意識及び憲法に関する教育」を廃止し、小学校から高等学校にかけて一貫性のある（trasversale）公民教育を導入する。公民教育の時間数は、年間33時間（週1時間）を下回ってはならない。また、授業を行う教員のほか、各生徒の評価を行うために、もう1名の教員が助手として各教室に配される。

(3) ガイドラインの作成（第3条）

教育・大学・研究大臣命令により、公民教育のガイドラインを作成し、同ガイドラインには、①憲法、並びにイタリア、EU及び国際組織の制度、並びに国旗及び国歌の歴史、②持続可能な開発のための2030アジェンダ⁸、③デジタル市民教育、④労働法を始めとした法の基本的要素、⑤環境教育、環境的に持続可能な開発、環境遺産の保護、並びに各領域の農産物の特性、生産及び卓越性の保護、⑥適法性及び反マフィアに係る教育、⑦文化遺産及び公共財の尊重及び活用に係る教育、⑧災害防護に関する基本的な教育といった項目を盛り込むこととする。

(4) 重点項目（第4条・第5条）

憲法の知識を公民教育の基礎と位置付けており、幼稚園においても、憲法の内容に関する知識を与えることとする。また、デジタル市民教育の具体的な内容としては、いわゆるフェイクニュースへの対応を念頭に置いた、デジタル情報の出所が信頼できるものか否かを批判的に検討すること等を挙げている。

(5) 教員向け教育への財源配分（第6条）

公民教育の見直しを踏まえた教員向け教育に、2020年以降、年間400万ユーロ⁹を配分する。財源には、2016年以降、教員向け教育のために支出することが既に定められていた年間4000万ユーロの資金の一部を充てる。

(6) 家庭及び地域との関係強化（第7条・第8条）

公民教育の活用等を目的とした学校と家庭との協力関係の強化に加え、学校外での経験により公民教育を補完するためにボランティア等とのネットワークを構築することとする。

(7) 優れた事例の蓄積等（第9条・第10条）

教育・大学・研究省は、公民教育に関する優れた事例を集めたリストを作成するほか、毎年、当該教育に関する最も優れた経験の活用についての選考も全国規模で行うこととする。

(8) 報告書の提出（第11条）

教育・大学・研究大臣は、2019年法の実施等に係る報告書を、2年ごとに両院に提出することとする。

(9) 特別州への適用（第12条）

特別州に対しては、その特別憲章¹⁰等に反しない限りで、2019年法が適用される。

(10) 財政への影響（第13条）

2019年法の実施に当たっては、新たな財政負担をもたらさないこととする。

⁸ 2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として採択された文書で、2030年までに達成すべき17の目標等を掲げている。「2030アジェンダ」国際連合広報センターウェブサイト <https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/>

⁹ 1ユーロは約118円（令和元年10月分報告省令レート）である。

¹⁰ 特別州は、その地理的及び歴史的特殊性から、憲法的法律（憲法と同等の効力を有する法律で、憲法典自体を改正する法律とは異なるものも含む。）で定める特別憲章に基づき、特殊な形式と条件の自治権を有している。